

現場説明書

- 1 業務名 (仮称) 追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事監理業務委託
2 監督員 都市部 公共建築課 (建築)
(電気設備)
(機械設備)

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(~~一回以内~~) ~~しない~~

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(30年度)	30%	支払限度額 ・委託代金額の30%
第2年度(31年度)	残り全額	支払限度額 ・ 委託代金額 の %
第3年度(年度)	 %	支払限度額 ・ 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ~~ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。~~
- ~~イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。~~
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業務委託仕様書

業務名	(仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事監理業務委託
施行場所	横須賀市 夏島町2番2
履行期間	平成31年6月28日
委託概要	本業務は、(仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事監理業務を委託するものである。
監理業務 工事内容	(仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事(外構工事含む) (仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築電気設備工事 (仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築機械設備工事
構造概要	・主 体 鉄骨造 (屋内練習場・倉庫棟) 鉄筋コンクリート造 (ダグアウト棟) ・基 礎 直接基礎
面 積	(別紙1)による。
注意事項	・業務委託要領は、別紙「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理業務委託特記仕様書」による。
	・設計書の疑義は、本市の解釈による。

建築工事監理業務委託共通仕様書

横須賀市 都市部

第 1 章 総則

1. 1 適用

1. 建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、営繕工事に係る工事監理（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備工事それぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）の委託に適用する。
2. 工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間には相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の(1)から(3)の順序のとおりとする。
 - (1) 現場説明書および質問回答書
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる

1. 「発注者」とは、横須賀市をいう。
2. 「受注者」とは、工事監理業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は現場代理人等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
4. 「検査員」とは、工事監理業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき発注者が定めた者をいう。
5. 「現場代理人等」とは、契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限（委託代金額の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使するもので、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
7. 「対象工事の監督員」とは、対象工事の工事請負契約適正な履行を確保するための必要な監督を行うものであり、監督員を総称していう。
8. 「請負者等」とは、対象工事の工事請負契約の請負者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
9. 「契約図書」とは、契約書及び工事監理仕様書をいう。
10. 「委託仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、仕様書をいう。
11. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
12. 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
13. 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
14. 「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
15. 「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
16. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
17. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行もしくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。

18. 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務の遂行にかかる事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関し、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
21. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
22. 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
23. 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
24. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
25. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、工事監理業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
26. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
27. 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監理業務の完了の確認をすることをいう。
28. 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために現場代理人等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
29. 「協力者」とは、受注者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第 2 章 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は次に掲げるところによる。

2. 1 工事監理に関する業務

1. 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

(1) 設計図書の検討

設計図書を技術的に検討し、設計内容を把握するとともに、設計図書の矛盾、脱漏、又は不適切な収まり等で明らかな不具合を発見した場合、直ちに監督員に報告し、その処置について協議する。

(2) 請負者等との打合せ

設計内容を正確に伝えるために、請負者等と打合せ、必要に応じて説明図等を作成し、監督職員に報告する。

(3) 図面等の作成

必要に応じて設計図書に基づいて詳細図等を作成し、実施工程表に基づき請負者等が工事を円滑に遂行するために必要な時期に、監督員に提出する。

2. 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

(1) 施工図の検討

ア. 設計図書の定めにより請負者が提出する施工図（原寸図・工作図等をいう。）が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。

イ. 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。

ウ. ア. の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。

エ. 前項の結果、請負者等が施工図を再度提出する場合、ア. ～ウ. の規定を準

用する。

(2) 工事材料及び仕上げ見本の検討

- ア. 設計図書の定めにより請負者等が提出する工事材料及び仕上げ見本等に関し請負者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提出された工事材料及び仕上げ見本等が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- イ. 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。
- ウ. ア. の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- エ. 前項の結果、請負者等が工事材料及び仕上げ見本等を再度提出する場合、ア. ～ウ. の規定を準用する。

(3) 建築設備の機械器具の検討

- ア. 設計図書の定めにより請負者等が提出する建築設備の機械器具の計画に関し、請負者等に対し事前に指示すべき内容を監督員に報告し、建築設備の機械器具が設計図書の内容に適合しているか否かを検討する。
- イ. 前項の検討の結果、適合していると認められる場合には、適合している旨を監督員に報告する。
- ウ. ア. の検討の結果、適合していないと認められる場合には、請負者等に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。
- エ. 前項の結果、請負者等が建築設備の機械器具の計画を再度提出する場合、ア. ～ウ. の規定を準用する。

3. 工事の確認及び報告

(1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

- ア. 請負者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、結果を監督員に報告する。
- イ. 前項の確認の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、請負者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。
- ウ. 請負者等が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督員に報告する。
- エ. 前項の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、イ. 及び前項に順次取り扱う。
- オ. 請負者等の行った工事が、設計図書の内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合には、速やかに監督員に報告する。また、破壊検査の必要性があると認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を監督員に報告する。

(2) 工事の検査の立会い

工事の検査職員の行う対象工事の検査に立ち合い、必要に応じ工事の確認結果等を工事の検査員に説明する。

4. 工事監理業務における工事監理報告及び完了手続き

(1) 対象工事の目的物の引渡しの立ち合い

対象工事の請負者等の行う工事の目的物の引渡しに立ち合い、必要に応じ工事の確認結果等を発注者に説明する。

(2) 工事監理報告書等の提出

ア. 工事監理報告書の提出

工事監理業務の実施状況について、毎月、別紙様式による工事監理報告書を請負者等の協力を受けて作成し、翌月 5 日までに監督員に提出する。

なお、工事監理報告書には、工事監理報告書、工事出来高、進捗概要図、監理業務日誌（建築、電気設備、機械設備）等を含むものとし、電子ファイル化については監督員の指示による。

イ. しゅん工届の提出

工事監理業務完了後、契約図書により義務付けられたしゅん工届及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 2 工事の契約及び指導監督に関する業務

1. 施工計画を確認又は検討する業務

(1) 実施工程表を検討する業務

ア. 設計図書の定めにより請負者等が提出する実施工程表の内容について検討を行う。

イ. 前項の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

ウ. ア. の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。

エ. 前項の結果、請負者が工程表を再度提出する場合には、ア. ～ウ. の規定を準用する。

(2) 施工計画書を確認する業務

ア. 設計図書の定めにより請負者等が提出する施工計画書の内容について、その内容が適切であるか否かを確認し、監督員に報告する。

イ. 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 品質計画を検討する業務

ア. 設計図書の定めにより請負者等が提出する施工計画書のうち品質計画に関する内容について、検討を行うこと。

イ. 前項の検討の結果、適切であると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

ウ. ア. の検討の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を取りまとめ、監督員に報告する。

エ. 前項の結果、請負者が工程表を再度提出する場合には、ア. ～ウ. の規定を準用する。

2. 関連業務の調整に関する業務

対象工事が複数の請負者等に分割されて行われ、又は対象工事以外の工事が近接して行われ、それらの工事が相互に密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

3. 施工計画等の特別の検討

現場、製作工場などにおける特記仕様書に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者に対して助言すべき事項を監督員に報告する。

4. 対象工事の変更請負契約に協力する業務

当該業務は以下の業務のうち、発注者の与条件の変更による変更及び設計かしによる変更等の重大な変更に関する業務を除く。

(1) 変更内容の検討

対象工事の変更の必要性について技術的に検討し、変更すべき内容を取りまとめて、監督員に報告する。

(2) 変更設計図書案の作成

対象工事の変更請負契約の図面及び数量調書等の変更設計図書案を作成し、監督員に提出する。

(3) 見積書の調査

変更工事についての請負者からの見積書を調査し、その結果を監督員に報告する。

(注) (1) から (3) に規定する変更とは、設計図書の不具合、関連工事との調整、建築敷地若しくは対象建築物の自然若しくは社会的条件及び請負者の提案等の工事に伴い通常発生する軽微な変更であり、発注者の設計と条件の変更による変更及び設計かしによる変更等のような重大な変更は含まない。

5. 完成図の確認に関する業務

(1) 設計図書の定めにより請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督員に報告する。

(2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合は、請負者に対して修正を求めべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

第 3 章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、現場代理人等が工事監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用規準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用規準等」という。）は、特記による。
2. 適用規準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 対象工事の監督員及び請負者等

発注者は対象工事の監督員及び請負者等を受注者に通知するものとする。

3. 4 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係で、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

3. 5 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

3. 6 打合せ及び記録

1. 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 工事監理着手時及び特記仕様書に定める時期において、現場代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、現場代理人が書面（打合せ記録簿）に記録し、

相互に確認しなければならない。

3. 受注者が請負者等打合せを行った場合には、受注者は請負者等との打ち合わせ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

3. 7 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制
 - (4) 業務方針上記事項のうち (2) 業務工程計画については、対象工事の請負者等と十分な打合せを行ったうえで内容を定めなければならない。また、(4) 業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 8 資料の貸与及び返却

1. 監督員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等ならびにその他関係資料（以下「貸与資料」という。）を受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 9 関係機関等への手続き等

1. 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は速やかに行う。
2. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 10 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

建築工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名 (仮称) 追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事監理業務委託
2. 対象施設の概要
 - (1) 施設名称 (仮称) 追浜公園総合練習場屋内練習場
 - (2) 敷地の場所 横須賀市夏島町2番2
 - (3) 施設用途 運動施設 (屋内練習場、ダグアウト棟、倉庫棟)
平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第三号 第2類(屋内練習場)
第四号 第1類(ダグアウト棟)
第一号 第1類(倉庫棟)
 - (4) 構造 別紙1による
 - (5) 面積 別紙1による
 - (6) 建設工期 契約の日から 平成31年6月28日
4. 適用
特記仕様書に記載された特記事項については、「■印」のついたものを適用する。
5. 対象工事の概要
本業務の対象となる工事(以下「対象工事」という。)の概要は別紙1の通りとする。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」(横須賀市都市部制定)による。

1. 現場代理人等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する現場代理人等を適切に配置した体制とする。なお、「現場代理人等」とは、現場代理人、建築設備資格者、担当技術者を総称している。

(1) 現場代理人

現場代理人は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。なお、

受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人にある場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号以下同じ）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（取得後 5 年以上の者）
- 建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- 公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- 建築（意匠）に限り担当主任技術者と兼務してもよいものとする。

（2）建築設備資格者

建築設備資格者については、次の資格要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

- 建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者
- 公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- 電気設備又は機械設備担当主任技術者のいずれか兼務してもよいものとする。

（3）担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門毎の責任者として、担当主任技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

ただし、建築（意匠）担当主任技術者と建築（構造）担当主任技術者は兼務してもよいものとする。なお、建築（意匠）及び建築（構造）担当主任技術者のうち主たる業務の主任技術者は、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 当該工事の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、

若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者であること。
受注者は、各業務分野ごとの担当技術者氏名、資格及び勤務先並びに担当業務を記載した、届出書を提出し、監督員の確認を受けるものとする。

担当主任技術者及び担当技術者は、以下の部門に限り兼務することができる。

- 建築（意匠）と建築（構造）
- 電気設備と機械設備
- 建築（意匠）と建築（構造）、電気設備と機械設備のすべて

2. 設計意図の伝達業務

設計者の設計意図伝達を受け、監理者として工事請負者(以下「請負者」という)等に正確に伝える業務

- (1) 設計図面を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成並びに設計意図の伝達に係る施工図の確認。
- (2) 色彩等計画書の作成
仕上げ材料（設備機材等の仕上げを含む。）の色彩、柄等について色彩計画書としてまとめる。

3. 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目のほか、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(1) 工事監理に関する業務

ア. 設計内容を把握し請負者等に伝えるための業務

1) 請負者等との打合せ

- 設計図書について請負者等より質疑があった場合、請負者等と十分に調整の上、監督員と協議する。

2) 図面等の作成

- 図面等の作成とは、設計図書の内容を請負者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

イ. 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

1) 施工図等の検討

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

- 施工図の検討をより効果的に行うため、施工図作成の基礎となる総合図について作成した場合には、総合図の検討を行うこととする。

2) 工事材料及び設備機器等の検討

- ①材料及び仕上げ見本等の検討
- ②設備機器の仕様・見本等の検討

ウ. 工事と設計図書との照合及び確認

1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

確認については、試験、目視、計測の各行為を現場に立会い、又は請負者等が行った試験、目視、計測の結果を帰した書面の確認のいずれかの方法で行うこととする。また、設計変更等が必要な場合は監督員と協議し行うこととする。

2) 工事の検査の立会い

- 製品工場検査の立会い
- 関係機関の検査の立会い

エ. 工事監理業務における工事監理報告及び完了手続き

1) 対象工事の目的物の引渡しの確認

2) 工事監理報告書の提出

①工事監理報告書の提出

■ 工事監理業務を並行して受託している場合は、工事監理報告書をまとめて提出することができる。

■ 工事監理報告書、工事出来高、進捗概要図、監理業務日誌等の様式は別紙（参考）による

②しゅん工届の提出

(2) 工事の契約及び指導監督に関する業務

ア. 施工計画を確認又は検討する業務

- 1) 実施工程表を検討する業務
- 2) 施工計画書を確認する業務
- 3) 品質計画を検討する業務

イ. 関連工事の調整に関する業務

ウ. 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

エ. 対象工事の変更請負契約に協力する業務

オ. 完成図の確認に関する業務

5. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア. 建築 (年 版 等)

- 官庁施設の総合耐震計画標準 ()
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ()
- 建築工事設計図書作成基準 ()
- 公共建築工事標準仕様書 (平成 28 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (平成 28 年版)
- 木造建築工事共通仕様書 ()
- 建築工事標準詳細図 (平成 28 年版)
-

イ. 設備

- 官庁施設の総合耐震計画標準 ()
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 ()
- 建築設備計画基準・同要領 (平成 27 年版)
- 建築設備設計基準・同要領 (平成 27 年版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成 28 年版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成 28 年版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成 28 年版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成 28 年版)
- 建築設備設計計算書作成の手引書 ()

ウ. 共通

- 対象工事の設計図書

(2) 打合せ及び記録

ア. 監督員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 監督員又は現場代理人が必要と認めたとき
- 3) その他 ()

イ. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡を取り、施工状況について把握しなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- ア. 現場代理人等の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- イ. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、同種又は類似の実績、手持業務の状況
- ウ. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、年齢、保有資格、実務経験、同種又は類似業務の実績
- エ. 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力者がある場合）
- オ. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、業務の実績、手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外の分担業務がある場合）
- カ. 業務実施方針
- キ. 業務工程計画
- ク. 業務運営計画

(4) 資料の貸与及び返却

業務着手時に下記の資料を貸与する。

- 対象工事の設計図書

(5) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、検査に立会う。

(別紙1)

対象工事等の概要

工 事 名

1. (仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築工事(外構工事含む)
2. (仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築電気設備工事
3. (仮称)追浜公園総合練習場屋内練習場その他新築機械設備工事

工 事 場 所 : 横須賀市 夏島町2番2

工 期 : 契約の日から平成31年6月28日

工事監理面積等概要

(敷地面積) : 26,649.30 m²

(建築面積) : 4,775.46 m²

(屋内練習場) : 鉄骨造 地上2階建て 4,830 m²

(ダグアウト棟1、ダグアウト棟3・バックネット棟) : 鉄筋コンクリート造
地上1及び2階建て 456 m²

(倉庫棟) : 鉄骨造 地上1階建て 350 m²

その他

本工事と同一事業として施工される屋外グラウンドの整備工事及び近接して施工される工事は下記のとおり

- ・(仮称)追浜公園総合練習場整備工事 : 敷地内競合工事 (別途工事監理)
- ・(仮)YDB 寮移転新築工事 : 敷地近接工事

工事監理報告書(平成 年 月度)				整理番号	監月一		
				日 付	平成 年 月 日		
業務名							
受託者					現場代理人		
履行期間	自:平成 年 月 日		至:平成 年 月 日				
横須賀市都市部							
公共建築課長	主査等				監督員		
受託者:							
代理人	建築担当	構造担当	電気担当	機械担当			

進捗概要図(平成 年 月 日)		業務名	
		履行期間	平成 年 月 日~平成 年 月 日
工事概要図			
進捗内容			

監理業務日誌(建築)		受託者:		
		現場代理人	担当者	
業務名				
日付	平成 年 月 日 曜日			
【業務内容】				

監理業務日誌(建築)		受託者:		
		現場代理人	担当者	
業務名				
日付	平成 年 月 日 曜日			
【業務内容】				